

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県 いわき市

### 2 構造改革特別区域の名称

いわき地域の産業を支える情報化リーダー育成特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

いわき市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

本市は、福島県の東南端、茨城県と境を接する広大な面積を持つまちで、東北地方では仙台市に次ぐ人口約36万人を擁するとともに、東北地方第1位の工業製品出荷額を誇る工業都市であるが、長引く景気低迷や企業立地の減少、雇用不安など、厳しい社会経済情勢が続いており、今後は都市間競争の激化や地方分権化、少子高齢化などといった新たな社会環境への対応も求められている状況である。

そのため、本市においては、地域自らが産業振興戦略を持ち、足腰の強い自主自立の内発的な地域産業を形成するため、製造業や商業といった従来からの基盤産業活性化方策に加え、地域資源を効果的・効率的に活用することが可能な産業を「戦略産業」として重点的に支援することとし、地域再生計画「いわきの戦略産業『観光・環境産業』振興計画」を策定するなど、鋭意、その取組みを進めているところである。

一方で、本市においては、その広域性に係る課題(距離や時間など)を解決する有効な手段の一つとして、情報通信技術の活用を、市総合計画や市地域情報化基本計画に基づき、総延長約400キロにおよぶ地域イントラネットを整備するなど、積極的に推進してきたところであり、産業面においても、地域の企業、人材、学校などの様々な地域資源を、情報通信技術を活用して磨き上げ、地域産業の活性化を推進するため、市工業振興ビジョン・市商業まちづくりプラン・市観光戦略プランといった各種産業振興プランの中で、地域産業の情報化や情報技術利活用によるネットワーク強化、地域ビジネス創造などの施策を位置づけ、推進を図ってきたところである。

しかし、ブロードバンドやモバイル、デジタル放送、情報端末の急速な普及など、情報化が急激に進展する中、地域の産業界においては、こうした状況に十分な対応ができていない企業も多く、求人動向などにおいても、基礎的な通信技術を習得した人材のニーズが非常に高い状況である反面、本市の有効求人倍率(0.87)は全国平均(0.91)を下回っており、雇用のミスマッチが生じている状況である。

こうしたことから、地域における商工団体や大学、工業高等専門学校などの高等教育機関、いわきコンピュータ・カレッジといった専門学校など、情報通信技術に関する地域資源を十分に活用しながら、地域産業を支えるIT人材＝「情報化リーダー」の育成を促進することが、地域産業の活性化や雇用確保を実現する観点から強く求められている状況である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

情報通信技術は今後もますます進展することが見込まれ、情報通信技術に関して基礎的な知識を持つ人材は、情報関連産業ばかりでなく、多くの産業分野において、事業活動に不可欠な存在になると考えられる。

そのため、本市では、ユーザー側の資格である「初級システムアドミニストレータ」、及びプログラマー側の資格である「基本情報技術」の午前試験を免除する特例措置を適用し、地域産業を情報化の観点から支える情報化リーダーの育成、輩出等を目指し、地域内企業の再生・活性化を図るものである。

また、講座の開設にあたっては、商工会議所などの商工団体と連携した、社会人を対象とした人材育成に加え、地域内の高等教育機関やいわきコンピュータ・カレッジといった専門学校の学生も対象とし、地域の情報処理教育を促進しながら、学生の情報能力の向上と雇用拡大も図っていく考えである。

こうした企業や人材、学校といった既存の地域資源を、情報化リーダーの育成といった手法により、地域産業活性化の観点から磨き上げ、地域の総合力を高めようとする取組みは、全国にも十分に波及しうるものと考えられる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特区申請は、地域産業を支える情報化リーダーの育成を目指すものであることから、合格率の向上及び地域産業の活性化を目標として掲げる。

### (1) 合格率の向上と人材確保

今回の特例措置となる午前試験の免除により、午後の実務的試験分野に集中できるなど、受験者の負担が大きく軽減し、合格率の向上が見込まれることから、「初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験においては、全国平均(平成16年度でそれぞれ27%・16%)の合格率の1.5倍以上」を目標数値とする。

また、これによって、市内の高等教育機関やいわきコンピュータ・カレッジなどを志望する市外からの学生の増加が見込まれ、これによって、より優秀な人材の確保が期待される。

### (2) 地域産業の活性化

社会人の資格取得により、当該企業内での情報活用能力が高まるとともに、学生の資格取得により、地域内で多数の情報化リーダーが創出され、人材確保が容易となることから、地域企業

の競争力の高まりや、新たな情報通信技術活用産業の創業などが促進される。

また、本市で開設される講座を受講するため、市外からの社会人の来市が増加することが見込まれ、これによって、交流人口の拡大・地域産業の活性化も期待できる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回の特区申請によって、次のような経済的社会的効果が期待できる。

### (1) 雇用の拡大と人材育成

産業界において、情報技術の活用は不可欠であり、今後は各職場に情報化リーダーの存在が必要とされる状況であり、就職時に情報通信技術関連資格が求められることも少なくない現在、在学中の資格取得を支援することは、資質の向上と就職支援を両立させるものである。また、学生など若い世代に資格取得を喚起し、さらに高度な人材育成へと導くことによって、本市が「産業活性化に資する高度な情報化リーダー」を創出する「発信地」となることが期待できる。

### (2) 地域企業の情報化推進と人材育成

企業内の社会人による資格取得者が増加することにより、企業内の情報化が進展し、戦略的・効率的な経営や、競争力向上が可能となる。また、特に中小企業等においては、情報通信技術関連技術者養成のための奨励制度への活用や人材育成に要する経費の削減を図りながら、人材育成を促進することも可能となる。

### (3) 地域への企業立地環境向上

地域において、安定的に産業活性化を支える情報化リーダーを育成・供給できる仕組みが構築されるとともに、地域内の企業が一定レベルの情報リテラシーを有することは、市外からの企業誘致にとって大きな魅力であり、企業立地環境向上についても期待できる。

### (4) 新産業創出

特例措置による資格取得者で、経営戦略を持ち合わせる人材が、本市の様々な創業支援制度などを活用することにより、SOHOをはじめとする情報通信産業等の起業・創業が誘発されることや、産業活性化を支える情報化リーダーを通じた産学官の連携が、多様な形態で創出される可能性が高まるといった効果が期待できる。

## 8 特定事業の名称

1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市においては、特定事業に関連する事業として、次のような創業者支援や産学官連携促進に

係る取組みを実施しながら、新産業の創出を促進している。

#### 【いわきパイロットオフィスを活用した創業者支援】

いわき市平地区の「いわき産業会館」内に、平成15年度より「いわきパイロットオフィス」を設置し、当該オフィス内の起業支援室に入居した創業意欲者と、これらを支援するインキュベーションマネージャーへのモニタリング等を実施しながら、創業者支援体制を構築している。

また、「いわきパイロットオフィス」などを利用して、学生・女性・高齢者のそれぞれを対象としたベンチャーセミナーや、マーケティング・財務会計・コミュニティビジネスといった専門分野の知識習得に向けた講座を実施している。

#### 【産学官ネットワーク促進による地域の総合力発揮】

いわき地域内外の産業界・学界・行政等の人材、技術、資金、情報をネットワーク化し、これを活用しながら地域産業界の多様なニーズに一元的・総合的に対応することで、企業の経営革新、新産業・新事業の創出、雇用の創出を図り、もって当該地域の活性化に貢献することを目的とし、「いわき地域産学官連携協議会」を平成16年度に設立している。

協議会には、地域の産学官が幅広く参加しており、協議会が中心となって、交流会や講演会などをはじめ、アドバイザー派遣や各種支援制度の活用支援など幅広い事業を展開しながら、産学官ネットワーク促進による地域の総合力発揮に取り組んでいる。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1131

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

福島県 IT コーディネータ協議会 (NPO 認定申請中)

職業訓練法人いわきコンピュータ・カレッジ

### 3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

福島県 IT コーディネータ協議会 初級システムアドミニストレータ講座

添付書類に記載のとおり。

職業訓練法人いわきコンピュータ・カレッジ 初級システムアドミニストレータ講座

添付書類に記載のとおり。

#### (2) 修了認定の基準

当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

#### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が提供する試験問題を使用する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に 1 回、修了認定に係る試験を実施する。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に通知するものとする。

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。

## 別紙 2

### 1 特定事業の名称

1132

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

福島県 IT コーディネータ協議会 (NPO 認定申請中)

職業訓練法人いわきコンピュータ・カレッジ

### 3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

福島県 IT コーディネータ協議会 基本情報技術者講座

添付書類に記載のとおり。

職業訓練法人いわきコンピュータ・カレッジ 基本情報技術者講座

添付書類に記載のとおり。

#### (2) 修了認定の基準

当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

#### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が提供する試験問題を使用する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に 1 回、修了認定に係る試験を実施する。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に通知するものとする。

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。